

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p>				<p>（課及び総室内室並びに内部組織の設置）</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。</p>			
部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織	部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織
略				略			
企画部	略	略		企画部	略	略	
		青少年・文教課	青少年担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当			青少年・文教課	青少年担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当
		新生公立大学設立準備室					
		略				略	
略				略			
<p>（企画部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課及び青少年・文教課 略</p> <p><u>新生公立大学設立準備室</u></p> <p><u>新たな公立大学の設立の準備に関すること。</u></p> <p>統計課～地域づくり支援局交通政策課 略</p>				<p>（企画部各課の所掌事務）</p> <p>第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画課及び青少年・文教課 略</p> <p>統計課～地域づくり支援局交通政策課 略</p>			

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。